

1 策定の背景と目的

たばこの煙は、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙によって周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかになっており、「望まない受動喫煙」をなくすことは、次世代を担う未成年や妊産婦を始めとした非喫煙者の健康を守り、だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくりの実現のために必要不可欠な取組みの一つである。

平成 30 年 7 月に改正された健康増進法では、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設（2 人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設）等は、当該施設等の一定の場所を除いて喫煙が禁止されるとともに、当該施設の管理について権原を有する者が、受動喫煙を防止するために行わなければならない措置が定められた。

埼玉県では、令和 2 年 2 月に「埼玉県受動喫煙防止条例」が制定された。本条例には、県、県民、保護者、事業者の受動喫煙防止対策に係る責務や既存特定飲食提供施設に係る喫煙可能室設置の制限などについて規定されており、令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

本市においては、平成 29 年 3 月に「第 2 次行田市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくりを目指して喫煙者の減少や受動喫煙防止対策の推進に取り組んできたところである。

こうした背景を踏まえ、喫煙が健康に与える影響などの知識を正しく身につけ、望まない受動喫煙による健康への悪影響から個人を守り、健康寿命の延伸を目指すことができるよう、市が所管する公共施設における受動喫煙防止を強力に推進するための指針として本ガイドラインを策定するものである。

2 受動喫煙防止に関連する用語の定義

受動喫煙防止対策に関連する用語として、次のとおり「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）」に定義されている。

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 条）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品（紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこ等）をいう。

(2) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(3) 第一種施設

法に定める多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

○学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として国の政令で定められた施設。

○行政機関の庁舎（国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設や、これと類似の業務を行う施設または業務を分掌されている施設であって、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設も該当する。）

(4) 第二種施設

法に定める多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。

(5) 特定屋外喫煙場所

特定施設※の屋外の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置をとられた場所をいう。

※特定施設とは、第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。

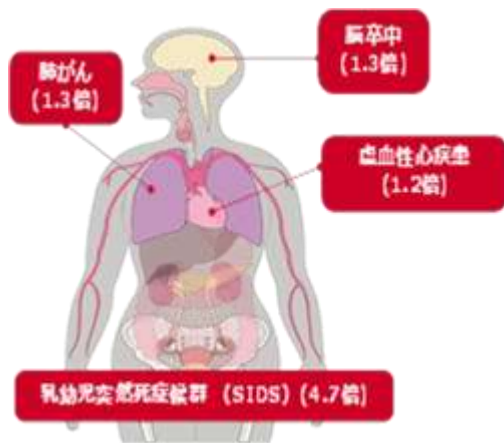
3 受動喫煙防止対策の必要性

たばこの煙には、発がん性のある化学物質が約 70 種類含まれており、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかになっている。

受動喫煙が大人の健康に及ぼす影響では、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、呼吸器の急性症状が、子どもでは、乳幼児突然死症候群（SIDS）と喘息は因果関係を推定するのに科学的根拠が十分であるとされており、年間約 15,000 人が受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。

国民の 8 割を占める非喫煙者、特に妊婦や子どもたちなどの次世代を受動喫煙から守るため、積極的な受動喫煙防止対策を実施する必要がある。

受動喫煙によってリスクが高まる病気



() … 受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍かを表したもの

出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、
国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡者数

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	15,030 (人)	

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

4 受動喫煙防止対策の基本的方針

(1) 禁煙措置の実施

- ① 市が所管する第一種及び第二種施設（指定管理者が管理する施設を含む）については、敷地内禁煙とする。また市が所管する全ての公用車についても禁煙とする。
- ② 施設管理者は、禁煙である旨の表示を明確にし、施設利用者の理解と協力を得るとともに、本ガイドラインに従った措置が徹底されるように努めなければならない。
- ③ 施設管理者は、受託事業者や指定管理者に対し、本ガイドラインに従った措置を実施するよう依頼するものとする。

(2) 敷地内分煙

- ① 施設管理者は、特別な事情がある場合又は直ちに敷地内禁煙が困難である場合に限り、当面の間、特定屋外喫煙場所を設置することができる。ただし、子どもや妊婦、慢性疾患罹患患者（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、慢性心疾患、難病、糖尿病など）が利用する施設については、喫煙場所を設置できないものとする。
- ② 喫煙場所を設置する場合の設置基準等を以下のとおり定める。
 - 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
 - 喫煙場所が明確に区画されていること。
 - 喫煙場所である旨を記載した標識を明確に掲示すること。
 - 建物の出入口や窓、人の往来がある場所から可能な限り離れた影響のない位置に設置すること。
 - 建物の出入口や窓、人の往来がある場所からみて風下側へ設置し、たばこの煙が他の施設利用者及び施設で働く他の職員に影響を及ぼすことのないように管理すること。
 - 建物の軒下や壁際に設置する場合には、たばこの煙が流入する可能性を十分考慮すること。

改正健康増進法 Q&A

総論・共通

Q1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か

A1 2人以上の者が同時に、又は、入れ替わり利用する施設をいう。

Q2 管理権原者と施設管理者の違いは何か

A2 「管理権原者」とは、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者を言い、「施設管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者をいう。

特定屋外喫煙場所関係

Q1 「施設を利用する者が通常立ち入らない」とは具体的にどのような状態をいうのか。

A1 例えば、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外に通常利用することのない場所をいう。なお、距離要件はないため、施設の状況に応じて望まない受動喫煙を防止するという観点から、各管理権原者においてどういった場所が適切か判断いただきたい。

Q2 「施設を利用する者が通常立ち入らない」という要件を満たしているものの、隣の施設に隣接するような場所に特定喫煙場所を設置することは可能か。

A2 周囲の施設に隣接するような場所に設置することがないようするといった配慮が必要。

(3) 公共施設と受動喫煙防止対策一覧表

健康増進法上の種別	施設分類・施設名		子ども・妊婦・慢性疾患罹患者の利用	受動喫煙防止対策
第一種	学校教育法で規定している学校	市立小中学校	利用あり	敷地内禁煙
	児童福祉法で規定している施設	児童センター、市立保育園、学童保育室、つどいの広場、きッズプラザあおい		
	母子保健法で規定している施設	子育て包括支援センター（保健センター）		
	行政機関	市役所本庁舎、地方庁舎（貸与部分を含む）南河原支所、荒木公民館、須加公民館、北河原公民館、埼玉公民館、太田公民館、太井公民館、男女共同参画推進センター、環境課事務所、環境センター、粗大ごみ処理場、総合福祉会館、教育委員会事務所（所管する施設、機関で、市に設置義務があるものを含む）、シルバー人材センター、水道庁舎、消防署（分署含む）、保健センター		

健康増進法上の種別	施設分類・施設名		子ども・妊婦・慢性疾患罹患者の利用	受動喫煙防止対策
第二種	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 多数の者が利用する施設 </p>	<p> 地域交流センター、南河原隣保館、コミュニティセンターみずしろ（分館、南河原含む）、集会場、商工センター、老人福祉センター、障害者福祉センター、観光案内所、市営公園、行田市駅公衆トイレ、行田駅エレベーター・トイレ、産業文化会館、はにわの館、市民プール、総合体育館、門井球場、埋蔵文化財センター、郷土博物館、教育文化センター（文化ホール、中央公民館、図書館、教育研修センター）、斎場、第一種以外の地域公民館 </p>	<p style="text-align: center;">利用あり</p>	<p style="text-align: center;">敷地内禁煙</p>
対象外施設	市営住宅（人の居住場所）		<p>適用除外</p> <p>（ただし、敷地内の公園及び集会場は全面禁煙とする）</p>	

5 受動喫煙対策の推進

- (1) 市は、喫煙や受動喫煙による健康影響に関する情報提供を行うとともに、禁煙並びに受動喫煙防止の普及啓発を行うものとする。
- (2) 職員及び施設利用者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を十分に認識し、このガイドラインを遵守しなければならない。
- (3) 施設管理者は、このガイドラインに基づき実施した受動喫煙防止対策において、敷地内外での喫煙状況の確認を行い、適切な受動喫煙防止対策を実施できるよう努めるものとする。
- (4) 施設管理者は、施設の受動喫煙防止対策に関する苦情を受けたときは、速やかに適切な対応を行うものとする。

6 実施時期

令和2年8月1日から実施する

7 関係法令・通知

- 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- 健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）
- 健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）
- 健康増進法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこ
(平成 31 年厚生労働省告示第 39 号)
- 厚生労働省健康局長通知「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）
(健発 0222 第 1 号平成 31 年 2 月 22 日付)
- 埼玉県受動喫煙防止条例
(令和 2 年埼玉県条例第 17 号 令和 3 年 4 月 1 日施行)
- 行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例
(平成 21 年条例第 6 号)
- 行田市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例施行規則
(平成 21 年規則第 10 号)